

勸 告	説明図表番号
<p>(3) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況</p> <p>ア 適切な需要見込み等による効率的かつ効果的な事業の実施</p> <p>今回、調査対象とした48市区町村（以下「調査対象48市区町村」という。）における調査対象7補助事業の実施状況をみたところ、以下のとおり、事業の実施に当たり、適切な需要見込みが行われていないなどのため、事業実施中又は終了後の事業実績が低調な例や必要な事業効果の測定が行われていない状況等があった。</p> <p>(7) 問題点（事例）</p> <p>a 事業実績が低調な例</p> <p>(a) 安心生活創造事業</p> <p>調査対象48市区町村のうち、安心生活創造事業を実施している19市区町村における当該事業の実施状況等をみると、当該事業により、孤立傾向の高い高齢者等の存在や生活実態を把握することができたとして、その結果を地域福祉計画に反映させ、孤立する高齢者等の見守り体制を充実させるなどの効果を上げている例があった。</p> <p>しかし、その一方で、次のような事業実績が低調な例がみられた。</p> <p>① 当該事業の中で、訪問による見守りや買物支援等の基盤支援を実施しているところが19市区町村のうち9市区町村あるが、これらのサービスの3年間の利用者数が延べ3人又は8人と極端に少ないところが2市区町村あり、そのうち、1市区町村では、そもそも当該サービスのニーズがなかったとして、自主的に補助金の約8割を返還していた。</p> <p>② ①の2市区町村を除く7市区町村におけるサービス利用者数は、57人から928人まで相当な差があり、利用者1人当たり平均年間事業費（国庫補助ベース）を試算すると約1万円から約17万円まで17倍の開きがあった。これら7市区町村のうち、利用者1人当たり平均年間事業費の高い2市区町村では、ニーズ把握のために行ったアンケート調査の結果を十分活用せず、利用希望者の把握や利用勧奨が行われなかった結果、事業実績が低調となっていた。</p> <p>(b) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業</p> <p>調査対象48市区町村のうち、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業を実施している13市区町村における当該事業の実施状況等をみると、当該事業の利用者は、最少4人から最大でも39人と、総じて利用が低調な状況となっていた。</p> <p>また、既存の訪問介護と比べて1回当たりに頼める時間が少ない等の理由から、委託先事業者の努力のみでは必要な利用者及び収益が確保できず、事業の継続は困難としているところが3市区町村（23.1%）あった。</p> <p>(c) 地域商業活性化補助事業</p> <p>調査対象48市区町村管内で地域商業活性化補助事業を実施している5事業</p>	<p>表1-(3)-ア-①</p> <p>表1-(3)-ア-②</p> <p>表1-(3)-ア-③</p> <p>表1-(3)-ア-④</p> <p>表1-(3)-ア-⑤</p> <p>表1-(3)-ア-⑥</p> <p>表1-(3)-ア-⑦</p> <p>表1-(3)-ア-⑧</p>

者における当該事業の実施状況等をみると、補助金を活用して宅配用車両などを整備し離島の住民を対象に実施した買物代行サービスについて、平成23年度売上高目標1,100万円に対し、23年度末の累計売上実績額が10万2,107円（目標達成率0.9%）にとどまっているなど、事業実績が低調となっている例が2事業者あった。

**b 補助金で整備した設備が補助事業終了後利用されなくなっている例等**

**(a) ICTふるさと元気事業**

調査対象48市区町村のうち、ICTふるさと元気事業を実施している6市区町村について、当該事業の実施状況等をみると、端末を活用した高齢者への見守り支援において、国庫補助期間内には通信料無料で949人に端末を貸し付けているが、補助事業が終了し、通信料が本人負担とされてからは、継続利用希望者が29人（当初貸し付けた人数の3.1%）に減少するなど、補助金で整備した設備が補助事業終了後利用されなくなっていた例等が3市区町村（50%）であった。

表1-(3)-ア-⑨

**(b) 地域商業活性化補助事業**

前述のとおり、補助期間中の事業実績が低調となっている例があることから、補助金で整備された設備（宅配用車両等）が補助事業終了後に有効利用されないおそれがある。

**c 事業の目標設定・効果測定が実施されていない例**

調査対象7補助事業のうち5事業（平成23年度まででモデル事業が終了している24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業及び地域包括支援センター等機能強化事業を除く。）を実施する調査対象機関（延べ75機関）について、事業目標の設定状況をみると、32機関（42.7%）においては、目標（定量目標又は定性目標）が設定されていた。

表1-(3)-ア-⑩

しかし、厚生労働省の2事業（安心生活創造事業及び日常生活自立支援事業）を実施する計43機関（57.3%）では目標を設定しておらず、このため、これらの機関では、実施した事業について、効果の測定・評価ができない状況となっていた。

**(イ) 問題の発生原因**

**a 事業実績が低調な例、補助金で整備した設備が補助事業終了後利用されなくなっている例等の要因**

調査対象7補助事業において、事業実績が低調な例、補助金で整備した設備が事業終了後利用されなくなっている例がみられたが大きな要因は、いずれも、補助事業の実施に当たって、需要（ニーズ）の把握（社会的孤立のリスクの高い高齢者の把握、事業利用希望者の把握等）が不十分であることや補助金で整備した設備について、国庫補助終了後の利用の見込みが甘いことである。

なお、ICTふるさと元気事業については、これらの問題に関して、総務省（コンプライアンス室）及び会計検査院から同種の指摘を受けており、既に改善に向けた取組が行われている。

#### b 事業の目標設定・効果測定が実施されていない理由

事業目標を設定していない事業実施主体では、その理由について、目標の設定方法が分からない、補助事業の実施要綱・実施要領等で事業目標の設定が明示されておらず、国から求められていないなどとしており、これらの実施主体には、目標を定めていないため効果の測定を行っていないとしている例がみられ、国による目標の設定方法の提示等による効果測定の励行を図る必要性が認められる。

表1-(3)-ア-⑪

調査対象とした都道府県、市区町村、都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会、自治会等の合計126機関においては、独自事業として、高齢者の社会的孤立の防止などを目的とした、次のような取組が行っており、その中には、事業の実施に当たって見守り活動の対象者数の目標を設定して見守り体制を整備した結果、緊急連絡時に見守り体制が機能し、3年間で3人が救命されているなど、高齢者の社会的孤立の防止に効果を上げている例がみられた。

表1-(3)-ア-⑫

- ① 見守り・安否確認（58機関）
- ② 買物支援、軽微な家事援助、外出援助等の日常生活支援（20機関）
- ③ 配食サービス（29機関）
- ④ サロン等を設置する生きがい支援（40機関）
- ⑤ 緊急通報体制の整備（20機関）
- ⑥ 実態把握調査（9機関）

表1-(3)-ア-⑬

このことから、国において、同種の国庫補助事業を実施するに当たり、市区町村等の独自事業の実例を先行事例として目標設定の参考とすることが可能であると考えられる。また、調査した地方公共団体のうち複数の機関から、高齢者の社会的孤立の防止に関する全国の地方公共団体における独自の取組のうち、地域の見守り活動や、都市部でも可能で効果的な推奨事例等を紹介してほしいとの意見が聴かれた。

表1-(3)-ア-⑭

#### 【所見】

したがって、厚生労働省及び経済産業省は、高齢者の社会的孤立の防止対策を効率的かつ効果的に実施するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省は、社会的孤立の防止対策に係る補助事業を効率的かつ効果的に実施するため、今後、事業を実施するに当たり、事業実施主体において、事業対象者のニーズ把握が的確に行われ、これに基づき事業が適切に行われるよう、補助事業の実施要領等にその旨を明記すること。

また、経済産業省は、国庫補助終了後も事業が継続的に実施され、補助金で

整備された設備が有効に利用されるよう、事業実施主体に必要な助言・指導を行うとともに、事業対象者のニーズ把握により、有効利用が図られないと判断された場合、事業の中止・中断について事業実施主体に必要な助言・指導を行うこと。

(安心生活創造事業(厚生労働省)、地域商業活性化補助事業(経済産業省))

- ② 厚生労働省は、補助事業の実施に当たり、事業実施主体において、適切な目標設定が行われ、それに基づいた適正な効果測定・評価が行われるよう、同種の独自事業を実施する市区町村等の実例を参考とするなどにより、事業実施主体に対し、適切な目標の設定方法を示すとともに、目標の設定及び目標に基づいた効果測定が行われるよう指導すること。

また、併せて、収集した市区町村等が行う独自事業の実例について、補助事業の実施の有無にかかわらず、他の市区町村等の参考となるよう、積極的な情報提供を行うこと。

(安心生活創造事業、日常生活自立支援事業(厚生労働省))

表 1-(3)-ア-① 安心生活創造事業により一定の効果が発現している例

区分	内容												
<p>当該事業の結果が地域福祉計画の策定に活用された例</p>	<p>当該地方公共団体は、平成21年度から当該事業を実施しており、ニーズ把握事業として、21年度にモデル3地区のうち、2地区において、高齢者を対象とした戸別訪問による対面聞き取り方式のアンケート調査を実施し、当該事業のニーズがあると思われる一人暮らし高齢者等を対象に、安否確認、毎月たよりの発行（同地方公共団体や社会福祉協議会の福祉サービスの紹介）、お困りごと相談等の支援を行っている。</p> <p>同地方公共団体では、対面聞き取り方式のアンケート調査を実施することで、より実態に即した高齢者等の生の声を聴くことができ、これまで十分に認識していなかった孤立傾向の高い高齢者等の存在や生活実態を把握することができたとしており、この結果を第2期地域福祉計画（計画期間：平成23～27年度）に反映させている。これにより、孤立する高齢者等の見守り体制を充実させるなど、高齢者の孤立防止対策が推進されることとなった。</p>												
<p>当該事業に加え、独自事業の利用実績も増加している例</p>	<p>当該地方公共団体は、平成21年度から当該事業を市町村社会福祉協議会に委託して実施している。</p> <p>市町村社会福祉協議会では、ニーズ把握事業として、毎年1回、75歳以上（平成22年度以降は、10月1日現在で75歳）の高齢単身者かつ要介護認定未申請者を対象としたアンケート調査（注1）を実施するとともに、体制づくり事業として、本事業の登録者に対する定期的な見守り、買い物支援、情報提供等のサービスを実施する安心協力員の派遣等を行っている。</p> <p>この結果、当該事業で実施する安心協力員派遣サービス（注2）の利用登録者数は、平成21年度末で6人、22年度末で36人、24年2月末現在で53人と増加傾向を示している。</p> <p>注1 アンケート調査の対象者数は、平成21年度が6,734人、22年度が1,015人、23年度が1,051人となっている。また、有効回答数は、平成21年度が3,562人（有効回答率52.9%）、22年度が530人（同52.2%）、23年度が552人（同52.5%）となっている。</p> <p>注2 当該地方公共団体管内に居住する者のうち、75歳以上の高齢者単身世帯で、介護保険の要介護認定の申請を行っておらず、日常生活に支障はないが、近くに身内や知り合いがなく、病気などの緊急時に不安を抱える者を対象に、一定の研修を修了した安心協力員を派遣するサービス。利用料は年間2,000円。 安心協力員は対象世帯を定期的に訪問し、地域の情報や単身者向けの事業の紹介などを行う。</p> <p>当該地方公共団体における安心協力員派遣サービスの利用登録者数 （単位：人、%）</p> <table border="1" data-bbox="451 1783 1332 1883"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用登録者数</td> <td>6</td> <td>36</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>—</td> <td>600.0</td> <td>147.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 当省の調査結果による。 2 利用登録者数は、平成21年度及び22年度が年度末現在の実績、23年度が24年2月末現在の実績</p>	年度	21年度	22年度	23年度	利用登録者数	6	36	53	対前年度比	—	600.0	147.2
年度	21年度	22年度	23年度										
利用登録者数	6	36	53										
対前年度比	—	600.0	147.2										

しかし、アンケート調査は、当該事業に関するニーズの把握だけでなく、同地方公共団体が実施する「ひとり暮らし高齢者の登録サービス」、「見守り・声かけ訪問活動」や「災害時要援護者安否確認事業」等のニーズ把握も兼ねており、各種サービスの内容や利用方法を説明するなどにより、独自事業の更なる普及も図っている。

これにより、高齢単身者の登録が約3年間で303人(5.7%)、見守り・声かけ活動の登録が1年間で1,753世帯(17.2%)、災害時要援護者安否確認の登録が1年間で217人(3.6%)それぞれ増加している。

安心生活創造事業実施前後における各種既存サービス登録者数等の比較

サービス等名	実施主体	活動内容	登録者数等		
			事業実施前(A)	事業実施後(B)	増加数(増加率)
ひとり暮らし高齢者の登録サービス	当該地方公共団体	地域の民生委員を通じて、独居高齢者の登録や相談への対応を行う。	5,303人 (平成20年10月1日現在)	5,606人 (平成24年1月1日現在)	303人 (5.7%)
見守り・声かけ訪問活動(注2)	校区福祉委員会(注3)	独居高齢者や障害者、子育て中の親子等支援を必要とする者に対する見守り、安否確認、声かけ訪問を行う。	10,176世帯 (平成21年度末)	11,929世帯 (平成22年度末)	1,753世帯 (17.2%)
災害時要援護者安否確認事業	当該地方公共団体	震度6弱以上の地震や大規模災害が起こった際に、自力で避難することが困難な者について、民生委員や校区福祉委員が安否確認を実施	6,071人 (平成22年11月30日現在)	6,288人 (平成23年11月30日現在)	217人 (3.6%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「見守り・声かけ訪問活動」は、都道府県が独自に実施する「小

	<p>地域ネットワーク活動」(地域の高齢者、障害(児)者等の自立した生活を行うに当たって支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、地域住民による支え合い、助け合い活動をおおむね小学校区を単位とする地域で推進する活動)に掲げる事業メニューの一つ</p> <p>3 「校区福祉委員会」は、市町村社会福祉協議会の内部組織であり、おおむね小学校区単位で結成する住民によるボランティア組織</p>
<p>住民組織等による自発的な支援体制を構築し、事業の継続・普及が図られている例</p>	<p>当該地方公共団体では、平成21年度から当該事業を市町村社会福祉協議会に委託して実施している。</p> <p>市町村社会福祉協議会では、小学校区単位で組織しているコミュニティ(注)を当該事業の活動主体とし、地域福祉向上のための課題の掘り起こしや住民合意の形成、見守り活動及び日常生活支援等を実施している。</p> <p>また、市町村社会福祉協議会では、住民活動では対応できない要支援者に対して、従来から実施している「くらしサポーター」を派遣して、一時的な生活支援を実施している。</p> <p>これらの取組は、住民組織等による自発的な活動をベースに行われていることから、国庫補助終了後の事業の継続・普及が見込まれている。</p> <p>(注) 当該地方公共団体では、住民組織等について、市域を7地域に分割した「ブロック」(地域包括支援センター及び民生委員・児童委員協議会もこの単位で設置されている。)、小学校区(20校)を単位とした「コミュニティ」及びそれよりも狭い地区で組織する「自治会」という三階層構造をとっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表1-(3)-ア-② 安心生活創造事業におけるサービス利用者実績  
の比較 (単位：人)

区分		利用者数
実績が特に低調な市区町村	①	3
	②	8
その他の市区町村	③	57
	④	60
	⑤	78
	⑥	95
	⑦	105
	⑧	136
	⑨	928

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 訪問による見守りや買物支援等の基盤支援を実施し、その利用実績が判明した9市区町村について比較した。  
 3 利用者数は、平成21年度から23年度の総利用者数である。

表1-(3)-ア-③ 安心生活創造事業開始前の需要見込みが過大で、利用者実績が特に低調  
となっている例

(1) 当該地方公共団体は、平成21年から、65歳以上のみの世帯が127世帯(192人)ある地域を対象として安心生活創造事業を実施している。

事業の内容は、i) 社会福祉協議会や、民生委員等による定期的な情報交換会及び民生委員の日常的な見守り活動を通じ、基盤支援が必要な者を把握し、これらの者に対して、見守り、買物支援等のサービスを実施すること、ii) 区長、区役員、民生委員、老人会、NPO等で構成される、地域でできる福祉活動を考える場として「福祉委員会」を設置することとなっている。

しかし、見守り、買物支援等のサービスは、平成21年度から23年度までの3年間で計10件の利用を目標としていたが、その実績は計3件の利用にとどまっており、また、福祉委員会は、23年度に2委員会の設置を目標としていたが、未設置となるなど、実績は低調となっている。

このため、当該地方公共団体は、平成22年度に国庫補助金交付受入額287万7,000円のうち、86.7%に当たる249万5,000円を返還している。

当該地方公共団体における安心生活創造事業の実績(平成21~23年度実施)

事業内容	目標件数(A)	実績(B)	目標達成(B/A)
・定期的な見守り ・買物支援	3年で計10件	3年で計3件	33.3%
福祉委員会の設置	2か所設置	未設置	0.0%

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 福祉委員会の設置は平成23年度のみ事業目標。

当該地方公共団体は、当該事業の利用が低調な理由として、対象地区においては、当該事業の開始以前から、①当該地方公共団体の独自事業として民生委員等による見守り活動が行われていたこと、②買物は高齢者の家族等が行っており、また、民間事業者による移動販売等が行われていたことから、当該事業による見守りや買物支援を必要とする者が少なかったとしており、事業実施地域の選定、基盤支援を必要とする者の把握等、サービス開始前の計画段階における需要見込みに問題があったものと認められる。

(2) 当該地方公共団体では、平成 21 年度から、管内の 3 地区(人口 22,036 人、高齢者一人暮らし 1,053 人)を対象に、安心生活創造事業を実施している。

同地方公共団体では、これら 3 地区において、行政や地域のセーフティーネットから漏れている者等を対象とした見守り活動(「契約訪問」(有償、週 1 回訪問)又は「巡回訪問」(無償、月 1 回訪問))を行っており、その目標を、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で契約訪問利用者が 17 人、巡回訪問利用者が 10 人と設定している。

しかしながら、平成 24 年 1 月末現在の実績をみると、契約訪問利用者が 5 人(目標達成率 29.4%)、巡回訪問利用者が 3 人(同 30.0%)となるなど、実績は低調となっている。

#### 当該地方公共団体における安心生活創造事業の実績

(単位：人、%)

区分	目標 (A)	実績 (B)	目標達成率 (B/A)
契約訪問利用者	17	5	29.4
巡回訪問利用者	10	3	30.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実績は平成 24 年 1 月末現在。

この理由について、当該地方公共団体は、①従来から市町村社会福祉協議会が同種の事業を実施しており、その対象者がおおむね 65 歳以上の高齢単身者と幅広いものであるのに対し、本事業による見守り活動の対象者は、引きこもりがちな者や公的サービスを拒否する者等、従来の見守り活動では対応が難しい者を対象としているが、その違いを地域に周知できなかったこと、②サービスの利用が見込まれる者には、戸別訪問により事業説明を行ったが、心を閉ざしている者が多かったこと、③見守りに対価が必要ということに理解が得られなかったことを挙げている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-④ 安心生活創造事業における利用者 1 人当たり年間事業費(国庫補助ベース)の比較

(単位：人、円)

区分		利用者数(A)	国庫補助額(B)	利用者 1 人当たり年間事業費(B/A×1/3)
割高な市区町村	①	60	31,106,000	172,811
	②	57	28,843,000	168,673
その他の市区町村	③	78	30,000,000	128,205
	④	95	28,629,300	100,454
	⑤	105	26,278,000	83,422
	⑥	136	30,000,000	73,529
	⑦	928	27,800,000	9,986

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 表 1-(3)-ア-② で比較した 9 市区町村のうち、①、②を除く 7 市区町村について比較  
 3 利用者数及び国庫補助額は、平成 21 年度から 23 年度の合計

表 1-(3)-ア-⑤ ニーズ把握のために実施したアンケート調査の結果を十分活用していない又は結果を集計しておらず、サービスの利用勧奨に十分活用していない例

- (1) 当該地方公共団体では、ニーズ把握事業として、平成 21 年度に、管内全地区に居住する 70 歳以上の高齢者等 22,323 人を対象とした高齢者実態把握調査(回答者数 20,851 人、回答率 93.4%)を実施している。
- また、支援体制の構築事業として、市町村社会福祉協議会への委託により、生活・介護支援事業(見守り、安否確認、話し相手、生活相談、室内での軽易な手伝い等、日常生活の支援を要する者を対象としたサービス)を実施している。
- 高齢者実態把握調査は、調査対象者の見守り支援の要否、話し相手や相談相手の有無等について把握するとともに、見守り等の支援を必要とする者に対しては、本事業の利用を促すものである。
- 当該地方公共団体は、回答者のうち、当初からサービスが実施された 2 地区に居住し、かつ、「定期的な支援を希望する」と回答した 86 人について、調査で把握した個人情報や福祉ニーズなどの情報を市町村社会福祉協議会に提供している。
- その結果、本事業の利用実績は、管内 14 地区中 2 地区で実施した 22 年度の実利用者数が 24 人、管内全地区で実施した 23 年度(24 年 1 月末現在)の実利用者数が 33 人となっている。

当該地方公共団体における生活・介護支援事業の実績

(単位：人、回)

区分	年度	利用者数	延べ利用回数	実利用者数
巡回訪問	22	13	96	24
	23	13	77	33
契約訪問	22	14	205	24
	23	24	397	33

- (注) 1 当該地方公共団体の資料に基づき、本省が作成した。  
 2 平成 22 年度は 14 地区中 2 地区、23 年度は管内全地区 (14 地区) で実施。  
 3 同年度内に巡回訪問及び契約訪問の両方を利用した者がいるため、「実利用者数」欄を設けている。

しかしながら、当該地方公共団体では、上記以外の回答者 (20,765 人、回答者の 99.6%) については、集計・分析を行っていないことから、本省がこれらの者について特定の設問を指定し、同地方公共団体に集計を要請したところ、見守り支援の要否に関する設問については、「部分的又は定期的な見守り支援が必要」と回答した者が 3,421 人 (回答者の 16.4%)、「地域等からの声掛けが必要」と回答した者が 5,845 人 (同 28.0%)、「話し相手や相談相手がいない」と回答した者が 498 人 (同 2.4%) あり、これらの回答者の情報についても市町村社会福祉協議会に提供していれば、見守りや話し相手などを提供する本事業の利用者数はさらに増加していたものとも考えられる。

当該地方公共団体における高齢者実態把握調査の結果 (平成 21 年度実施)

(単位：人、%)

No.	設 問 内 容		該 当 者 数	
1	見守り支援の要否	生活上の不安や危険などがあり、部分的に周りの人の支援があれば安心する。	3,063 (14.7)	3,421 (16.4)
		生活上の不安や危険を感じる事が多く、周りの人など定期的な支援を希望している。	358 (1.7)	
		いくらかの不安はあるが、見守りまでは必要ない。	17,430 (83.6)	
2	健康上の不安があり、近所や地域の人から時々声掛けをしてほしい。		5,845 (28.0)	
3	孤独感や生活上の不安を感じ、話し相手や相談する人もいない。		498 (2.4)	

- (注) 1 本表の数値は、高齢者実態把握調査のうち 3 つの設問を指定し、本省が当該地方公共団体に要請した結果得られたもの。  
 2 「該当者数」欄の ( ) 内の数値は、当該調査の回答者 (各設問ともに 20,851 人) に占める割合。

(2) 当該地方公共団体は、平成 21 年度から、管内の 2 中学校区を対象として、本事業を市町村社会福祉協議会に委託して実施している。

同地方公共団体は、対象地区に居住する 65 歳以上の高齢者及び障害者 5,347 人を対象として、当該事業の見守り支援を必要とする者を把握するため、郵送によるアンケート調査を行い、①性別・年齢、②世帯状況、③要介護認定又は障害者手帳交付状況、④緊急時の援助者、⑤近所や友人との関わりの程度、⑥生活で不安に感じていることや困りごと、⑦安心生活創造事業による訪問希望の有無等について調査を行っている。

当該地方公共団体における高齢者等アンケート調査の概要

区分	内容
目的	高齢単身者等の支援を必要とする人の把握及び生活の困りごと並びに見守り支援の要望等を明らかにする。
調査期間	平成 22 年 1 月 27 日～2 月 8 日
調査方法	65 歳以上の高齢者及び障がい者がいる世帯 3,315 世帯に郵送し、郵送で回収
調査対象	2 中学校区在住の 65 歳以上の高齢者（昭和 19 年以前に生まれた人）及び障がい者 5,347 人
回答者数	1,680 人 (31.4%)
うち、訪問希望者数	613 人
未回答者数	3,667 人 (68.6%)

(注) 1 当省の調査結果による。2 アンケート回収者のうち、見守り支援を将来必要とする人、家族等に見守られている環境にいる人、地域交流に参加している人等を除いて、訪問希望者数を確定している。

2 下線は当省が付した。

しかし、アンケート調査回答者 1,680 人（アンケート対象者の 31.4%）のうち、家族と同居している高齢者や健康な高齢者を除いた 613 人について、訪問希望の意向確認を行った上で、訪問対象者 32 人（平成 22 年度）を選定し、訪問活動及び電話相談を行っているが、アンケート対象者の 68.6%に当たる未回収者 3,667 人については、訪問希望の意向確認や基盤支援を必要とするか否かについての訪問調査等を実施しておらず、基盤支援を必要とするか否かのニーズを把握していない。

これについて、同地方公共団体は、「基盤支援を必要とする人及びそのニーズを十分に把握できなかったのは課題と認識しており、平成 24 年度以降は、管内の全高齢者を対象として訪問調査を行う予定(注)」としている。

注 平成 24 年度は 85 歳以上の高齢者、25 年度は 81 歳～85 歳、26 年度は 77 歳～81 歳の高齢者を対象に訪問調査を行い、以上の対象者に 3 年サイクルで調査を実施するほか、75 歳到達者については、毎年度調査を実施するとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表1-(3)-ア-⑥ 調査対象13市区町村における24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業利用者実績 (単位：人)

市区町村	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
利用者数	39	39	35	20	18	12	10	10	9	7	6	4	未集計

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 利用者数は、平成23年度の状況。

表1-(3)-ア-⑦ 事業の実施に必要な利用者及び収益が確保できず、事業の継続が困難となっている例(24時間対応の定期巡回・随時対応サービス)

(1) 当該地方公共団体では、平成23年8月から24年2月までにかけて、重度の居宅要介護者を対象として、本事業を1事業者に委託して実施している。

同地方公共団体では、本事業の目標利用者数について、委託先事業者における居宅介護サービス利用者数(40人程度)を基に、経営的に成り立つ程度の30人と設定している。

しかし、本事業の実際の延べ利用者数は7人(目標達成率23.3%)となっており、目標を大きく下回っている。

当該地方公共団体における月別利用者数の推移

(単位：人)

区分	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
利用者数	4	5	5	5	5	5	5
新規	4	1	1	0	1	0	0
中止	-	0	1	0	1	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 10月及び12月の中止は、介護施設への入所による。

当該地方公共団体における利用者目標の達成状況(平成23年8月～24年2月)

(単位：人、%)

目標利用者数(A)	利用者数(B)	達成率(B/A)
30	7	23.3

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 利用者数は24年2月末現在の実利用者数。

同地方公共団体では、実績が低調な理由について、i)利用者の中には、何度も訪問されることに抵抗を感じる者がいること、ii)要介護者や家族に当該サービスの内容が浸透しておらず、従来の訪問介護をイメージしている利用者にとっては、20分の訪問では頼めることが少ないと受け取られているとみられるなどとしており、このままでは経営的に成り立たず、委託先事業者を確保できないとしている。

(2) 当該地方公共団体では、平成 23 年 1 月から、65 歳以上の要介護度 1 以上の住民を対象として、本事業を 3 事業所に委託して実施している。

同地方公共団体では、本事業の年間目標利用者数について、具体的な算定根拠は特にないものの、課題検証のためのモデル事業であり、ある程度の利用者数が必要であるとの考えから、平成22年度（23年1月～3月）においては、緊急通報システム(注)の利用者のうち、要介護1以上の認定者数（110人）等を参考として72人と設定し、23年度においては、1事業所当たり20人、3事業所で計60人と設定している。

しかし、平成22年度の利用者数は7人（目標達成率9.7%）、23年度（23年4月～24年2月）の利用者数は12人（同20%）となっており、それぞれ目標を大きく下回っている。

当該地方公共団体における利用者目標の達成状況

（単位：人、%）

年度 \ 区分	目標利用者数 (A)	利用者数 (B)	達成率 (B/A)
22年度	72	7	9.7
23年度	60	12	20.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成22年度の利用者目標は23年1月から3月までの数値を、23年度の利用者数は23年4月から24年2月までの数値をそれぞれ記載。

同地方公共団体では、実績が低調な理由について、i) 本事業については、平成24年度以降の事業内容が不明確であったため、事業の積極的な利用を勧めづらく、また利用者も利用を決断しづらかったこと、ii) 特に、認知症高齢者について、随時対応サービスの提供に当たって設置するテレビ電話等の機器になじめないことが多く、利用を勧めても断られるケースが多かったとしており、収支面の問題から、24年度以降も継続して事業を実施するか否かについては検討中としている。

注 当該地方公共団体が独自に実施する事業であり、65歳以上で健康状態に不安があり、日常生活を営む上で常時注意を要する者や、身体障害者手帳の交付を受けている者で障害の程度が1級又は2級であって、常時注意を要する者を対象としている。

事業の内容は、急病等の緊急時における連絡手段として、対象者に通報機器を貸与し、緊急時の迅速かつ適切な対応を行うもの。

(3) 当該地方公共団体では、平成 23 年 11 月から、要介護 1 以上の認定者を対象として、本事業を 1 事業所へ委託して実施している。

同地方公共団体では、本事業の利用者目標について、i) 厚生労働省の追加募集に際し応募したものであり、事業の実施期間が既に限られていたこと、ii) 平成 23 年 4 月の管内の訪問介護サービス利用者のうち、月 50 回以上の利用者（高齢者専用住宅又は養護老人ホーム入所者を除く、短時間訪問介護の利用者）を踏まえて 10 人と設定しており、その実績は 9 人（平成 24 年 2 月 29 日現在）（目標達成率 90%）と、おおむね目標を達成している。

しかしながら、同地方公共団体では、基本的には当該事業を継続するが、利用者が散在しているという山間地特有のマイナス面もあり、最終的には事業所の収支等を踏まえて慎重に検討するとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑧ 地域商業活性化補助事業の実績が低調となっている例

(1) 調査対象地方公共団体管内では、事業者が、平成 23 年 3 月から、事業費 262 万 3,155 円（うち国庫補助 166 万 5,493 円、残りは申請者の自己負担）で当該事業を開始し、離島（人口 397 人、65 歳以上高齢者 285 人、高齢化率 71.8%）の住民を対象に、商品の注文を受け、提携先の商店街から調達して注文者に配達する買物代行サービスを行っている。

しかし、当該事業における目標及び実績をみると、平成 23 年度の目標売上高 1,100 万円に対し、23 年度末の実績は、事業開始以降の累計売上額が 10 万 2,107 円（目標達成率 0.9%）にとどまっている。

当該補助事業者における地域商業活性化補助事業の売上目標の達成状況

（単位：円、%）

23 年度目標売上高 (A)	売上実績 (B)	達成率 (B/A)
11,000,000	102,107	0.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 売り上げ実績は、平成 23 年度末の状況である。

当該事業者では、実績が低調となっている理由について、地区内に商業施設が 1 店舗あり、週 1 回配達サービスを行っていることから、住民がこれまでの付き合いを重視して当該施設から購入しているためとしている。

これについて、当省が地区住民（4 人）から意見聴取した結果、本事業の買物代行サービスについて、「当面必要がない（4 人）」、「既存店のやり方に慣れており、新しいものになじみがない（1 人）」、「信用性が疑問（1 人）」とする意見が出されており、当初の需要見込みが適切ではなかったものと認められる。

住民が本サービスを利用しない理由等

	代行サービスを利用しない理由	(参考) 日常の買物
住民 a	<ul style="list-style-type: none"> <li>代行サービスは知っているが、当面利用する必要性がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内に個人商店があり、日曜日を除く午前中は毎日営業している。店舗に置いている商品は少ないが、あらかじめ頼んでおけば調達してくれるので、主にその店から購入している。</li> </ul>
住民 b (独居)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康上特に問題がないので、当面は利用する予定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私は一人暮らしであるが、買物は、10 日に 1 回ぐらいの頻度で本土で行う。</li> <li>野菜は自作しており、魚は近所の人にもらう。</li> <li>地区内に店はないが、隣接する地区まで自転車で 10 分ぐらいなので、必要な場合には買いに行くこともある。</li> <li>既存事業者が本土から島内の港（3 か所）まで商品を配達するサービス（週 1 回）があるが、私は利用していない。</li> </ul>

住民c (6人家族)	<ul style="list-style-type: none"> <li>代行サービスは(当省から)言われるまで忘れていたが、チラシを見た記憶がある。</li> <li>代行サービスについては、利用している人の話は聞かず、なじみがないので、信用できるのかといった問題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週1回、本土で買い物している。</li> <li>地区内に生鮮食品を除く商品を扱っている店舗があるので、利用している。店長が配達もしてくれる。</li> <li>地区の人は、本土の病院に行く際に、買い物も本土で済ませることが多い。</li> </ul>
住民d (2人家族)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長年、既存事業者の配達サービスを利用しているので、そちらになじみがある。既存事業者は注文票に番号を記入して注文し、支払いは口座引き落としであり、この方式に馴染んでいる。一方、当該事業者は電話で注文し、現金払いであり、いちいち電話して番号で注文するのが煩わしく感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週1回、既存事業者が行う配達サービスを利用している。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 調査対象地方公共団体管内では、事業者が、平成23年2月から、国庫補助806万3,164円で当該事業を開始し、管内の買い物弱者を対象に、タブレット端末による注文に応じた宅配及び月1回程度の食料品等の移動販売を行っている。

しかし、当該事業の目標達成率(目標値に対する実績)をみると、i) タブレット端末配布台数については、平成22年度は1.9%、23年度は18.6%、ii) 移動販売1回当たり平均利用者数については、22年度は未実施、23年度は43.0%、iii) 宅配事業の売上額については、22年度は0.1%、23年度は2.5%、iv) 移動販売の売上額については、22年度は未実施、23年度は16.8%にとどまるなど、総じて利用実績は低調となっている。

当該事業者における地域商業活性化補助事業の利用目標の達成状況

(単位:台、人、円、%)

区分	年度	目標値 (A)	実績 (B)	達成率 (B/A)
タブレット端末配付台数	22	215	4	1.9
	23	700	130	18.6
移動販売1回当たりの平均利用者数	22	300	未実施	0.0
	23	300	129	43.0
宅配事業売上額	22	9,800,000	5,482	0.1
	23	31,930,000	794,608	2.5
移動販売売上額	22	7,200,000	未実施	0.0
	23	7,200,000	1,211,965	16.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成22、23年度の各年度末における実績をそれぞれ示す。

当該事業者では、事業実績が低調である理由について、①端末操作等が想定以上に高齢者にとって難しかったこと、②光回線によるネットを利用していない高齢者等が端末を利用する場合、年間6万円程度の回線利用料が生じること、③生鮮食品の移動販売の要望が少なくないが、冷蔵設備等に対応できないことを挙げており、当初の需要見込みが適切でなかったものと認められる。

(注) 当省の調査結果による。

表1-(3)-ア-⑨ 利用者ニーズの把握が不十分で、事業実績が低調となっている例（ICTふるさと元気事業）

(1) 当該地方公共団体では、近隣の5地方公共団体と共同で当該事業を実施している。事業の内容は、活動拠点として、ふるさと元気センターを設置（同センターは、事業の委託先となっている。）し、同センター職員をICT人材(注)として育成するとともに、スマートフォンを利用した「ふるさと元気端末」のモニター利用を65歳以上の高齢者に実施し、モニター及びその家族に、端末の利用やコンテンツ内容に対する意見を聴取することとなっている。

これにより、加齢による視力及び聴力の低下などの身体的な状況を踏まえ、行政情報、安否確認、生きがいの創出など高齢者特有の課題を、ICTを利活用することにより解決し、高齢者福祉をより一層充実させることを目的としている。

(注) 地域において、公共サービスの充実に資するICTの導入（利活用）からその定着に至るまでトータルでサポート・マネジメントする人材のこと。

当該地方公共団体におけるICTふるさと元気事業のサービス内容

サービス名	内容
情報配信サービス	行政情報、災害情報、天気予報等の情報配信、安否確認の実施
助けてコールサービス	サポートセンターによる24時間のコール対応の実施（緊急時には警察、消防への代理連絡、コール先への緊急救援）
趣味の集い企画サービス	高齢者が利用しやすいユーザーインターフェイスのSNSサービスの提供
テレビ電話サービス	テレビ電話相手の登録、公衆無線LANの設置
簡単電話登録サービス	電話番号を登録できない高齢者に代わり、センターが電話番号を登録

(注) 当省の調査結果による。

しかし、「ふるさと元気端末」の利用状況をみると、補助総額2億2,756万9,000円を活用して購入した端末を、平成22年8月末から23年2月末までに実施した同事業において949人に通信料を無料で貸し付けているが、補助が終了し、通信料は本人負担とされた23年3月からは、継続利用希望者が29人（当初貸し付けた人数の3.1%）（平成24年3月末時点）に減少し、実績が低調となっている。

これについて、同地方公共団体では、受託事業者が5年間の実施期間で行っており、今後の事業展開及び方策について、改善計画を策定し、事業の改善に取り組んでいる。

なお、同地方公共団体では、平成22年度から26年度の5か年の事業目標について、22年度の約1,000人から、23年度に2,000人、24年度から26年度の各年度にそれぞれ3,500人ずつ増加させ、26年度には利用者数の合計を13,500人とすると設定しており、目標の設定自体に問題があったと認められる。

(2) 当該地方公共団体では、平成 22 年 5 月から 12 月までの期間に、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業として「ICT を利活用した安心・元気な町づくり事業」を実施しており、事業の 1 つとして、高齢者等を対象とした「安全見守りサービス」を実施している。

当該サービスは、配布された携帯型端末を所持している高齢者がケガをした場合などに、携帯型端末の簡単な操作で自身の位置情報が送信され、リアルタイムで社会福祉協議会のオペレータに通知されると同時に、地域内に設定された 43 の設置型端末にも通報され、社会福祉協議会や設置型端末の近くにいる者が駆けつける仕組みとなっており、利用者登録を行うことにより、無料配布された携帯型端末を利用したサービスを受けることができる。

しかし、当該携帯端末の利用状況をみると、1 人当たり利用料（通信料等）の全額（月額 6,000 円）が交付金から負担されていた平成 22 年 12 月時点においては、利用登録者数は 135 人（携帯型端末配布数は 135 台）であったものが、交付金事業が終了し、利用料のうち 4,000 円を利用者が負担することとされた 24 年 2 月時点では、見守りサービス利用登録者数は 34 人（携帯型端末配布数は 51 台）と、約 4 分の 1 に減少しており、当初の需要見込みが適切でなかったものと認められる。

#### 当該地方公共団体における携帯型端末の利用料負担の推移

（単位：円）

期間	22 年 5 月～12 月	23 年 1 月～6 月	23 年 7 月～
利用料	6,000	6,000	6,000
本人負担	0	0	4,000
補助金	6,000	0	0
町負担	0	6,000	2,000

（注） 当省の調査結果による。

#### 当該地方公共団体における ICT ふるさと元気事業の利用実績

（単位：人、台、件、%）

区 分	平成 22 年度 (A)	平成 23 年度 (B)	対前年度比(B/A)
見守りサービス利用登録者数	135	34	25.2
携帯型端末配布台数	135	51	37.8
緊急通報件数	102	64	62.7
見守りサービス協力事業者数	43	43	100.0

（注） 1 数値は、平成 22 年度が 22 年 12 月現在、23 年度が 24 年 2 月現在の数値。

2 当該地方公共団体の資料に基づき、当省が作成した。

(3) 調査対象地方公共団体内の事業者では、当該事業により、生活活動センサネットワーク技術を活用した端末機を用いて高齢者単身世帯の見守り活動を行っている。見守り活動の内容は、見守り対象世帯に設置された端末が、指定された時間に生活活動による振動を検知したか否かについて、別居している親族に1日1回、自動でメール送信するものとなっている。

当該事業者におけるICTふるさと元気事業の概要

実施時期	平成22年5月27日から同年12月27日まで	
対象地域	管内全域	
対象者	高齢者単身世帯 (注：管内高齢単身世帯は、平成24年2月1日現在2,337世帯)	
提供されるサービスの内容	管内に整備済みの特定省電力無線ネットワークを活用し、高齢者単身世帯の生活活動の見守りを実施。世帯に設置された端末が、指定された時間に生活活動による振動を検知したか否かを別居している親族に、1日1回自動でメール送信するというもの。	
事業費（実績）・内訳	21,930千円(情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金)	
	人材育成・招へい費	1,430千円
	ICT関連システム設計・構築費	9,600千円
	ICT関連機器・設備整備費	10,900千円
サービス利用者の募集方法	平成23年4月以降、管内高齢者単身世帯全世帯(約2,000世帯)を市町村福祉協力員(350人)が訪問し、当該サービスについて周知啓発を進めるとともに、サービスの利用意向を確認。	
利用料金	無料	
サービス利用者	当初目標	700世帯(端末は800個購入：1世帯で複数個使用を想定)
	実績(24年2月1日現在)	329世帯

(注) 当省の調査結果による。

しかし、メールの受け手は、高齢単身者と別居している親族に限定されているため、より孤立化のリスクの高い身寄りの無い高齢者が利用できない状況となっている。

同事業者は、身寄りのない高齢者が管内にどれほど存在するか等の情報を地方公共団体の高齢者福祉担当部局から入手しておらず、ニーズを把握していなかったとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑩ 調査対象事業の実施機関における目標設定の状況

(単位：機関、%)

事業名	事業実施機関 (A)	うち目標設定の ない機関 (B)	目標設定のない機 関の割合 (B/A)
安心生活創造事業	19	12	63.2
日常生活自立支援事業	44	31	70.5
ICTふるさと元気事業	6	0	0.0
地域商業活性化補助事業	5	0	0.0
「新たな公」によるコミュニ ティ創生支援モデル事業	1	0	0.0
計	75	43	58.2

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑪ 各事業について目標を設定していない理由

事業名	内容
安心生活創造 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>何をもって目標値にすればよいかわからない。</li> <li>平成 24 年度以降に町の単独事業となった際に、限られた予算の中で、継続して定期訪問していかの懸念があったため、あえて目標値を設定しなかった。</li> <li>厚生労働省から目標値を設定することとされていないため。</li> </ul>
日常生活自立 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者各々に合った支援を行うことが目的であり、数値目標の設定になじまないため。</li> <li>厚生労働省が基準としている専門員 1 人当たり契約件数 35 件を既に超えているため。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑫ 市区町村等の独自事業の実施状況 (集計)

(単位：機関)

類 型	①見守り・ 安否確認	②日常生 活支援	③配食サ ービス	④生きが い支援	⑤緊急通報 体制整備	⑥実態 調査	⑦その 他
都道府県	6	0	0	1	0	0	13
市区町村	23	9	15	10	19	5	23
社会福祉協議会	18	10	13	28	1	1	29
その他	11	1	1	1	0	3	14
合計	58	20	29	40	20	9	79

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市区町村等の独自事業の中には、国庫補助を活用している事業が含まれる場合がある。

表 1-(3)-ア-⑬ 市区町村等の独自の取組により、高齢者の社会的孤立の防止に一定の効果を上げている例

区分	内容																
<p>単身高齢者等の見守り活動により、救命が図られている例（類型①）</p>	<p>当該市町村社会福祉協議会では、単身高齢者等を対象とした見守り活動を実施している。</p> <p>見守り活動の実施に当たっては、日常的に対象者を見守る者を福祉隣組とし、さらに、見守り対象者おおむね 10 人ごとに 1 人の割合で、定期的に状況を把握する者を福祉協力員としており、平成 23 年 3 月 31 日現在、2,925 人の見守り対象者に対し、福祉隣組が 2,590 人、福祉協力員が 481 人定められている。</p> <p>当該市町村社会福祉協議会における単身高齢者等見守り活動の対象者、福祉隣組及び福祉協力員の人数（単位：人、%）</p> <table border="1" data-bbox="424 891 1361 1084"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値(A)</th> <th>実績値(B)</th> <th>目標達成率(B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>3,104</td> <td>2,925</td> <td>94.2</td> </tr> <tr> <td>福祉隣組</td> <td>2,592</td> <td>2,590</td> <td>99.9</td> </tr> <tr> <td>福祉協力員</td> <td>417</td> <td>481</td> <td>115.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 目標値は平成 22 年 4 月 1 日現在、実績値は 23 年 3 月 31 日現在の状況。</p> <p>福祉隣組が見守り対象者の異変を察知した場合、まず福祉協力員（状況に応じ消防（救急車）に連絡）に連絡し、そこから自治会長及び民生委員に、さらには見守り対象者の緊急連絡先や警察・消防等関係機関へと連絡が行われる。</p> <p>この取組により、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で、10 件（人）の緊急連絡があり、このうち 3 人が救命されている。</p>		目標値(A)	実績値(B)	目標達成率(B/A)	対象者	3,104	2,925	94.2	福祉隣組	2,592	2,590	99.9	福祉協力員	417	481	115.3
	目標値(A)	実績値(B)	目標達成率(B/A)														
対象者	3,104	2,925	94.2														
福祉隣組	2,592	2,590	99.9														
福祉協力員	417	481	115.3														
<p>高齢者が買い物支援等の生活支援を依頼できる仕組みを構築することにより、毎年度 1,000 件</p>	<p>当該地方公共団体では、市町村社会福祉協議会への委託により、生活支援サービスの利用者と事業者を結び付ける事業を実施している。</p> <p>サービス内容は、i) 家庭生活の困りごと（買物、掃除、簡単な小修繕など）に関する相談を受け付け、相談内容に応じ、協力事業者に作業等を依頼すること、ii) 協力店で提示すると、配達等の特典を受けることができるカードを市内在住の 60 歳以上の者に発行する買物支援サービスを実施している。</p> <p>平成 22 年度には、353 枚のカードを発行するとともに、社会福祉協議会内より、毎年度に専門の相談員を 2 名配置して 987 件の相談を受け付けており、このうち、513 件について事業所等（協力店）を案内し、そのうち 218 店のカードの利</p>																

<p>近い困りごと相談に対応等している例（類型②）</p>	<p>用が可能な事業所（協力店）を紹介している。</p> <p>当該地方公共団体における当該事業の事業実績（平成 22 年度） （単位：件、店、枚）</p> <table border="1" data-bbox="419 459 1356 705"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>987</td> </tr> <tr> <td>    うち、事業所（協力店）等案内</td> <td>513</td> </tr> <tr> <td>        うち、カードの利用が可能な事業所（協力店）</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>カード発行枚数</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当省の調査結果による。</p>	区分	実績	相談受付件数	987	うち、事業所（協力店）等案内	513	うち、カードの利用が可能な事業所（協力店）	218	カード発行枚数	353										
区分	実績																				
相談受付件数	987																				
うち、事業所（協力店）等案内	513																				
うち、カードの利用が可能な事業所（協力店）	218																				
カード発行枚数	353																				
<p>配食サービスの実施に合わせて安否確認を実施している例（類型③）</p>	<p>当該地方公共団体では、管内の 1 地区において、社会福祉法人への委託により、65 歳以上の単身又は高齢者のみの世帯を対象として、365 日、1 日 3 回（朝昼夕）の食事を提供する配食サービスを実施している。</p> <p>本事業では、委託事業者が、調理、配達を実施することとされており、配食サービス利用者は、介護保険料の段階に応じた利用料金を支払っている。</p> <p>配達時における食事の受渡しは、1 日 3 回、対面で行われていることから、孤立のリスクが高いとされている高齢単身者の食生活の改善に加え、安否確認が実施できるものとなっている。</p> <p>当該配食サービスにおける平成 22 年度の事業実績をみると、配食数は 39,335 食となっており、19 年度の配食数（35,209 食）と比較して、11.7%増加している。</p> <p>当該地方公共団体管内の 1 地区における配食サービスの事業実績及び事業費 （単位：食、人、円、%）</p> <table border="1" data-bbox="419 1411 1356 1747"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配食数</td> <td>35,209 (100.0)</td> <td>40,124 (114.0)</td> <td>40,168 (114.1)</td> <td>39,335 (111.7)</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>101 (100.0)</td> <td>101 (100.0)</td> <td>99 (98.0)</td> <td>92 (91.1)</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>22,885,850 (100.0)</td> <td>26,080,600 (114.0)</td> <td>26,109,200 (114.1)</td> <td>25,567,750 (111.7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 1 当該地方公共団体の資料を基に、当省が作成した。 2 （ ）内の数値は 19 年度比である。</p>	区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	配食数	35,209 (100.0)	40,124 (114.0)	40,168 (114.1)	39,335 (111.7)	利用人数	101 (100.0)	101 (100.0)	99 (98.0)	92 (91.1)	事業費	22,885,850 (100.0)	26,080,600 (114.0)	26,109,200 (114.1)	25,567,750 (111.7)
区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度																	
配食数	35,209 (100.0)	40,124 (114.0)	40,168 (114.1)	39,335 (111.7)																	
利用人数	101 (100.0)	101 (100.0)	99 (98.0)	92 (91.1)																	
事業費	22,885,850 (100.0)	26,080,600 (114.0)	26,109,200 (114.1)	25,567,750 (111.7)																	

<p>自治会等 が独自に 行う高齢 者の生き がい支援 事業を行 政が支援 している 例（類型 ④）</p>	<p>当該地方公共団体では、高齢者の介護予防及び見守り・支援を目的として、自治会等の住民組織が自治会集会所等で実施する「ミニデイサービス事業（以下「ミニデイ」という。）」及び「ふれあいサロン（以下「サロン」という。）」を行っている。</p> <p>ミニデイでは介護予防を目的とした活動を、サロンではカラオケ、将棋等の趣味の活動をそれぞれ行っているが、いずれも参加は自由であることから、行政サービスを受けておらず、地域社会や行政から孤立した高齢者に対する生きがい支援として有効な取組となっている。</p> <p>同地方公共団体では、ミニデイ及びサロンの開設・運営に携わるボランティアを対象として、介護予防に資する技能の習得や認知症への理解を目的とした介護予防サポーター養成講座を開催し、その活動内容の多様化が図られるよう支援している。</p> <p>ミニデイやサロンの参加者が欠席した際、安否確認を行い、当該高齢者を病院へ搬送して事なきを得た事例もあることから、高齢者への生きがい支援のみならず、集いの場を設けることによって、高齢者の異常の早期発見にも有効な取組となっている。</p> <p>当該地方公共団体における生きがい支援の実施状況（平成 23 年度） （単位：か所、人、%）</p> <table border="1" data-bbox="427 1173 1343 1373"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値(A)</th> <th>実績値(B)</th> <th>目標達成率 (B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニデイ設置か所数</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>サロン設置か所数</td> <td>110</td> <td>106</td> <td>96.4</td> </tr> <tr> <td>サポーター養成講座受講者</td> <td>40</td> <td>34</td> <td>85.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>		目標値(A)	実績値(B)	目標達成率 (B/A)	ミニデイ設置か所数	14	14	100.0	サロン設置か所数	110	106	96.4	サポーター養成講座受講者	40	34	85.0
	目標値(A)	実績値(B)	目標達成率 (B/A)														
ミニデイ設置か所数	14	14	100.0														
サロン設置か所数	110	106	96.4														
サポーター養成講座受講者	40	34	85.0														
<p>緊急通報 装置と日 常的な心 配ごと等 が相談で きるシス テムを一 体化させ て運用し ている例 （類型⑤）</p>	<p>当該都道府県社会福祉協議会では、健康に不安のある高齢者等が安心して在宅生活を送ることができる環境づくりを目的として、高齢単身者等のうち、健康に不安のある者の自宅に緊急通報装置を設置し、不測の事態が生じた際に、ボタンを押すだけで同社会福祉協議会内に設置された中央受信センターが 24 時間体制で緊急通報を受信する「ふれあい安心電話システム推進事業」を導入している（利用料は年間 7,200 円）。</p> <p>同システムにおいては、緊急通報に加え、日常生活における心配ごとや夜間の寂りょう感解消のための相談通報を行うことも可能となっており、日中は市町村社会福祉協議会が、夜間は当該社会福祉協議会が通報者からの相談に応じている。</p> <p>現在、管内には 2,738 台の緊急通報装置が設置されており、平成 22 年度における通報実績は、緊急通報は 127 件、相談通報は 226 件となっている。</p>																

<p>民生委員と共同実施の在宅高齢者の実態把握調査の結果を災害時における要援護者の個別計画作成に活用している例(類型⑥)</p>	<p>当該地方公共団体では、地域福祉活動を推進するに当たっての基礎資料とするため、民生児童委員協議会に委託し、高齢単身者及び高齢者のみの世帯を対象とした在宅高齢者の実態把握調査を実施している。</p> <p>これまで、同調査は、民生委員が把握する情報を基に実施されていたが、平成23年度からは、当該地方公共団体から民生委員に提供された住民基本台帳の情報(氏名、年齢、住所)に基づき実施されており、これにより、調査対象者の選定等が効率的に行われることとなったとしている。</p> <p>また、当該地方公共団体では、本調査結果を活用し、把握した75歳以上の者について、要援護者のリストに搭載した上で、災害時要援護者として登録することの可否を確認し、同意がとれた者について「個別支援プラン(注)」を作成している。</p> <p>(注) 個々の要援護者ごとに避難支援者との関連付け等を明らかにした具体的な計画(詳細は、項目2参照)</p>																																		
<p>住民基本台帳等の行政情報を活用して対象者を把握するなど、効率的・効果的に各種相談を実施している例</p>	<p>当該地方公共団体では、管内の16社会福祉事務所に、行政職員(嘱託員)として計51人の高齢者福祉相談員を配置して、高齢単身者や高齢者のみの世帯等を対象に、各種の相談に応じている。</p> <p>相談は、①生計、住宅などの生活の安定に関すること、②家族関係、健康等一身上に関すること、③福祉、介護などのサービス利用に関すること、④その他ひとり暮らし高齢者等の福祉増進に関することについて、住民基本台帳等により把握した高齢者世帯に対する巡回相談を中心に行われている。</p> <p>また、当該地方公共団体では、巡回相談の実施に当たり、日常生活や精神面での支援が必要な対象者に対しては民生委員等との連携を図り、これに対処している。</p> <p>このように、相談は、住民基本台帳をはじめとした各種行政情報を活用して支援者を把握することや、また、必要に応じ、民生委員と連携するなど、効率的・効果的に行われており、毎年度、約9万世帯を対象に行われている。</p> <p style="text-align: center;">高齢者福祉相談員による訪問世帯数 (単位：世帯)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">訪問世帯数</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>一人暮らし</th> <th>寝たきり</th> <th>高齢者のみ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20</td> <td>91,574</td> <td>173</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>102</td> <td>91,849</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>92,959</td> <td>161</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>1,765</td> <td>94,885</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>71,739</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>12,973</td> <td>356</td> <td>85,068</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>64,087</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>19,916</td> <td>128</td> <td>84,131</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当該地方公共団体の資料に基づき、当省が作成した。 2 平成23年度は、23年12月末現在の数値。</p>	年度	訪問世帯数				計	一人暮らし	寝たきり	高齢者のみ	その他	平成20	91,574	173	/	102	91,849	21	92,959	161	/	1,765	94,885	22	71,739	/	12,973	356	85,068	23	64,087	/	19,916	128	84,131
年度	訪問世帯数				計																														
	一人暮らし	寝たきり	高齢者のみ	その他																															
平成20	91,574	173	/	102	91,849																														
21	92,959	161	/	1,765	94,885																														
22	71,739	/	12,973	356	85,068																														
23	64,087	/	19,916	128	84,131																														

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-ア-⑭ 高齢者の孤立防止対策等に係る推奨事例の紹介を求める意見

意見
<p>住民の見守り活動については、行政機関をはじめNPO、町内会や団地など様々な団体が取り組んでいるようであるが、その活動内容に関する情報を入手するルートがない。このため、推奨的な活動についての情報提供を国にお願いしたい。</p>
<p>高齢者の孤立化の防止には、各地域における見守り活動等のネットワークづくりが重要であるが、市町村にはノウハウがないことから、国において先進的な事例等収集し、紹介していただくなど、自治会組織の支援をお願いしたい。</p>
<p>高齢者が増加する中で、町会等の地域ネットワークとのつながりや行政サービスを自ら拒否する高齢者等も増えている。このような高齢者に対して、地域でどのような取組を行えばよいか分からないため、国等は課題解決に向けた支援策を提供してほしい。</p>
<p>行政サービス及び地域における見守りを望まない高齢者等について、どのようにその実態を把握し、見守り体制を構築させていくかが課題と考えている。現状では、市、民生委員及び地域包括支援センターの相談窓口に寄せられた情報に対して、関係機関が連携し対応して行くことを中心に取り組むしかないと考えているが、支援策があれば情報提供してほしい。</p>
<p>過疎地域における孤立化防止については、スマートフォン等のIT技術の活用による対策事例が紹介されているが、当市のような都市部においては、コスト面からもITを活用した対応は困難である。都市部でも可能で効果的な対策事例を紹介してほしい。</p> <p>また、当市では、現在、75歳以上で介護保険認定を受けていない者の情報を、市の個人情報保護運営委員会の審議を経て民生委員に提供しているところであるが、今後、より一層の民生委員への情報提供を行うために、地方公共団体における具体的な個人情報の提供事例を紹介してほしい。</p>
<p>国には、先進事例や、災害時の現場の状況、動きに関して情報提供してほしい。例えば、東日本大震災の際に、被災地で行政や住民がどのように動いたかという情報を提供してもらえれば、参考になるだけでなく、住民の災害時の孤立化の防止等についての意識を高めることができるのではないかと考えている。</p>
<p>高齢者等の孤立防止のために、薄れてきた地域の繋がりを復活していく必要があり様々な取組をしているが、どういうやり方が効果を上げるか分からない。国は、全国各地において見守り等の取組に効果を上げている事例等を積極的に紹介する等して、こうした情報の共有を図ってほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。